

## いざりえ恵庭ビル外壁等修繕事業について

### 1. 現状

平成26年に完成した「いざりえ恵庭ビル」は、床を民間企業と恵庭市で所有しており、両者で構成された「いざりえ恵庭ビル管理組合」（法人）によりビルの管理・運営がなされている。なお、本市で床を所有している所管課は生活環境課（駐輪場）、商工労働課（エニマルシェ）、幼児保育課（あいおいこども園）である。

ビルの外壁を含めた大規模修繕は令和12年度に実施する計画であったが、令和元年特定建築物等定期調査結果報告書にて外壁タイルの浮きが指摘され、更に、令和4年には外壁タイルの浮きの拡大により、いざりえ恵庭ビル管理組合にて部分的な緊急補修を実施している。以上のとおり、想定以上に建物の劣化が進行しているため、外壁タイルの剥落などによる人的被害も含めた第三者への影響が危惧されており、修繕の前倒しによる実施が喫緊の課題となっている。

### 2. 概要

<事業内容> いざりえ恵庭ビルの修繕工事

（外壁タイル補修、外壁・天井塗装、屋上防水、躯体補修、金属工事、外構工事、美装 等）

<スケジュール（予定）>

- ・令和6年4月～6月 工事業者の入札（いざりえ恵庭ビル管理組合）
- ・令和6年12月 契約（いざりえ恵庭ビル管理組合）
- ・令和7年4月 工事着手（いざりえ恵庭ビル管理組合）
- ・令和7年7月 工事完成

### 3. 備考

- ・本事業はいざりえ恵庭ビル管理組合が主体となり実施する民間工事であり、本市は区分所有者として、工事費用のうち、敷地権の割合分を負担金として支出するものであり、令和6年度に債務が発生し、令和7年度に支出する。
- ・本市における区分所有の所管課は、生活環境課、商工労働課、幼児保育課であるため、敷地権の割合に応じて、各所管課にて工事負担金を負担するが、対外窓口担当を商工労働課に一本化しているものである。
- ・本事業は、竣工15年後である令和12年度に実施する大規模修繕を一部前倒して実施するものであり、その他の修繕及び全体的な更新等は計画通り令和12年度に実施する。修繕積立金は、令和12年度の大規模修繕時に取り崩す計画であり、現時点で積立金に不足の恐れがあることから、今回の修繕工事には修繕積立金は取り崩さないこととして協議が行われている。
- ・いざりえ恵庭ビルと接続する空中歩廊の階段室（建設部管理課所管）についてもビル本体と同様の外壁が施工されており、外壁タイルの浮きが発生している状況であるため、ビル本体と合わせて補修を実施する。





